

番号:160149
国名: タンザニア
担当部署: 農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム
案件名: コメ振興支援計画プロジェクト(ポストハーベスト技術改善)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務: ポストハーベスト技術改善
- (2) 格付: 3号
- (3) 業務の種類: 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間: 2016年5月中旬から 2016年7月下旬まで
- (2) 業務 M/M: 国内 0.40M/M、現地 2.03M/M、合計 2.43M/M
- (3) 業務日数: 準備期間 5日 現地調査期間 61日 整理期間 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数: 正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数: 正1部、写1部
- (3) 提出期限 4月20日(12時まで)
- (4) 提出場所: 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等:
 - 1) 業務実施の基本方針 16点
 - 2) 業務実施上のバックアップ体制 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等:
 - 1) 類似業務の経験 40点
 - 2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
 - 3) 語学力注 16点
 - 4) その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	ポストハーベスト技術改善整備に係る各種業務
対象国/類似地域	タンザニア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等: 特になし
黄熱流行国であり、日本からの入国時にイエローカードの提示は義務付けられていないが、赴任前の予防接種を強く奨励する。

6. 業務の背景

タンザニアにおいて農業分野は、GDP の約 4 分の 1 及び輸出額の約 2 割程度を占め、かつ人口の 4 分の 3 の生計を支えており、同国の経済成長の核であると共に貧困削減の鍵である。そのため 2010/11 年度から 5 年間を対象とする国家開発戦略「成長と貧困削減のための国家戦略フェーズ II (MKUKUTA-II)」では、農業の成長率を 2015 年までに 6.0% に上げることを目標としているが、農業セクター成長率は過去数年 4~5%/年で推移している。その中でメイズに次ぐ穀物生産量(132 万トン、2012 年)であるコメは、技術的観点から生産増のポテンシャルが高くかつ換金作物であることから、「農業の商業化」を目指すタンザニア政府は、コメ生産量の増加を優先課題としている。しかし、コメの消費増大に国内生産が追いつかず、消費量の 7~8% を占める 10 万トン以上を海外からの輸入に頼っている。そのためタンザニアは国家稲作開発戦略(National Rice Development Strategy: NRDS)を 2009 年に策定し、2008 年のコメ生産量 899,000 トン(粳換算)を 2018 年には 1,963,000 トンへ倍増することを目標として掲げている。

我が国は、タンザニアにおける農業分野支援として、1970 年代からキリマンジャロ州における灌漑稲作技術にかかる協力を実施してきた。その成果として、「キリマンジャロ農業研修センター(Kilimanjaro Agricultural Training Center: KATC)」の機能が強化されるとともに、農家圃場でのコメの生産性が向上する栽培体系と研修方法が確立された。引き続いて 2007 年~2012 年は、この研修方法を活用してコメ生産技術を全国に普及することを目的に、各地域を担当する農業研修所(5ヶ所)と連携した技術協力プロジェクト「灌漑農業技術普及支援体制強化計画(タンライス)」が実施された。同プロジェクトでは、コメ生産性の向上を目標として約 40ヶ所の灌漑地区に対する研修を実施し、農家圃場レベルでの普及効果が確認された。また、より経験のある灌漑地区に対しては、ジェンダー、灌漑組合組織運営、マーケティングなどの分野で「課題別研修」を実施した。

こうした状況を受けてタンザニア政府は我が国に対し、農業・食糧保障・協同組合省(Ministry of Agriculture, Fisheries and Cooperation: MAFC; 現在は農業畜産水産省(Ministry of Agriculture, Livestock and Fisheries: MALF)) 研修局とザンジバル農業・天然資源省(Ministry of Agriculture and Natural Resources: MANR)をカウンターパート機関、同研修局の 6 研修所及び MANR のキジンバニ農業研修所(Kijingbani Agricultural Training Institute: KATI)の計 7ヶ所を実施機関として、灌漑農地だけではなく天水畑地・天水低湿地も含めたコメ生産に係る研修を通じた技術普及を推進するため、さらなる技術協力の要請を行った。これを受けて JICA は、2012 年 11 月から 6 年間の予定でコメ振興支援計画プロジェクト(タンライス 2)を実施している。

タンライス 2 は、コメ生産性向上のための研修を全国的に実施することにより、コメ振興技術が優先コメ生産地域の農家によって活用されることをプロジェクト目標としており、チーフアドバイザー、稲栽培技術、水管理/農民組織、稲作普及/モニタリング、業務調整の各分野の長期専門家計 5 名が派遣されている。これら長期専門家に短期専門家を合わせて 6 分野(普及/モニタリング・稲作栽培・ジェンダー・灌漑地区運営・マーケティング・収穫後処理)を支援している。実施機関である 7 研修所から各分野に計 7 名~16 名の教官がカウンターパート(C/P)として配置されており、各分野の C/P 群は「タスクグループ(TGメンバー)」と称される。

2013 年に開催された第 1 回 Steering Committee(SC)において、収穫後処理技術の改善の取り組みを進めることが関係者間で確認された。これに基づいてポストハーベスト(PH)技術改善短期専門家が 2014 年度・2015 年度に派遣され、PH 分野の TG とともにコメの収穫後処理の現状調査、収穫後処理過程における損失量調査、パイロット版課題別研修、課題別研修実施のためのガイドライン(案)の作成等を実施した。

本専門家の派遣目的は、昨年度に策定された収穫後処理の課題別研修実施のためのガイドライン(案)に基づき、TG とともに課題別研修を実施するとともに、研修実施結果を踏まえ、本ガイドライン(案)の必要な見直しを行うことなどを通じて、TG メンバーの能力強化と適正な収穫後処理技術の農家への浸透を図ることである。また、日本政府の無償資金協

力で整備された KATC、ローアモシ灌漑地区、Ndungu 灌漑地区の精米施設の現況を調査し、必要に応じて、対応策を検討する。

7. 業務の内容

本業務従事者は技術協力の仕組みや手続きを十分理解した上で、他の専門家と協力して収穫後処理専門家として TG メンバーに対する技術移転を担当する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2016 年 5 月中旬)

1) タンザニアのコメセクター及び本プロジェクトに関する資料(特に収穫後処理に関するもの)の収集・整理・分析を行い、当該業務の実施について基本的な情報を整理する。

2) 上記 1) を踏まえて、現地派遣期間における業務方針・方法等について記述したワークプラン(英文)・業務計画書(和文)を作成し、JICA 農村開発部に提出する。

(2) 現地派遣期間 (2016 年 5 月下旬～7 月下旬)

1) 関係者 (C/P 機関及び JICA タンザニア事務所) にワークプラン・業務計画書を提出し、内容の確認を行うとともに、必要に応じて活動計画を修正する。

2) プロジェクト長期派遣専門家、TG リーダー・副リーダーと共に、今回の派遣期間中の活動について打ち合わせを行い、活動内容を共有するとともに、ガイドライン(案)に基づく課題別研修実施のための準備を進める。また、PDM について、収穫後処理分野の具体的な指標を検討する。加えて、KATC、ローアモシ灌漑地区、Ndungu 灌漑地区の精米施設に関する調査の準備をする。

3) 課題別研修について、以下により実施する。

① 研修対象地区は、農業研修所 (Ministry of Agriculture Training Institute :MATI) のうち、MATI-Igurusi、MATI-Ilonga、MATI-Tumbi の各研修所の灌漑地区 (計 3 地区) を想定。また、昨年度パイロット版課題別研修を実施した KATI 対象灌漑地区 (1 地区) のモニタリングも活動に含める。

② 1 地区の研修対象者は、中核農家 12 名 (男女同数)、中間農家 12 名 (男女同数)、その他の農家 12 名 (男女同数)、灌漑地区リーダーと村・県関係者 4 名の計 40 名を予定。

③ 1 地区での研修期間は、前後の移動等を含め 6 日間を予定 (農家を対象とした研修は 4 日間)。

④ 研修では、特に適期に収穫作業を行うことが収量の損失を減らす上では重要であることを、研修対象者に認識させるものとする。

4) 課題別研修の結果を踏まえ、TG 会議を開催し、結果の共有とともに、研修ガイドライン(案)の見直しを行うとともに、今後の TG の活動計画策定を支援する。

5) TG 会議においては、課題別研修実施後のモニタリングについて、その方法・基準も検討させ、モニタリングシートの作成も支援する。

6) KATC、ローアモシ灌漑地区、Ndungu 灌漑地区の精米施設の現況を調査し、機械的、技術的、運営的課題を抽出し、必要に応じて、対応案を検討する。

7) 上記 1) ～6) の結果を踏まえて、現地業務結果報告書(英文)を作成し、プロジェクト関係者及び JICA タンザニア事務所に報告・提出を行う。

(3) 帰国後整理期間 (2016 年 7 月下旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA 農村開発部へ提出し、活動結果に関する報告を行なう。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

和文 2 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)
英文 4 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 2 機関)

(2) 現地業務結果報告書

和文要約 2 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)
英文 4 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 2 機関)

(3) 専門家業務完了報告書

和文 2 部 (JICA 農村開発部、JICA タンザニア事務所)
なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データ (CD、写真データ等を含む) も併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成の手引き」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます (見積書に計上して下さい)。
航空経路は、日本⇄ドバイ/ドーハ⇄ダルエスサラームを基準とし、経済的かつ効率的な経路を選択して下さい。

(2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2016 年度単価を上限とします。

(<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>)

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は 2016 年 5 月 22 日～7 月 21 日を予定しています。(数日程度の日程調整可)

2) 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

- ・ チーフアドバイザー
- ・ 稲栽培技術
- ・ 水管理/農民組織
- ・ 稲作普及/モニタリング
- ・ 業務調整
- ・ マーケティング (短期)
- ・ ジェンダー (短期)
- ・ 灌漑地区組織運営改善 (短期)
- ・ ポストハーベスト技術改善 (短期)

3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

① 空港送迎

あり

② 宿舍手配

あり

③ 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供 (市外地域への移動を含む。)

④ 通訳備上

なし

⑤ 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じ、アレンジします。

⑥ 執務スペースの提供

農業畜産水産省内および KATC 内のプロジェクトフィスにおける執務スペース提供 (イ

インターネットは使用可能、ただし回線の状況が不安定な場合あり)。

(2) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・タンザニア国 コメ振興支援計画プロジェクト詳細計画策定調査報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008326.html>)
- 2) また、以下の資料を農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム (TEL: 03-5226-8409) にて配布する。
 - ・短期専門家 (ポストハーベスト技術改善) 専門家業務完了報告書 (2014 年度)
 - ・短期専門家 (ポストハーベスト技術改善) 専門家業務完了報告書 (2015 年度)

(3) その他

- 1) 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- 2) タンザニア入国に際しては、査証とは別に在留免責証明書 (Exemption Certificate: EC) と就労許可証 (Work Permit: WP) を入国前に取得するため、本業務実施契約 (単独型) 締結後、英文履歴書、パスポートコピー等必要書類を提出する必要がある。(JICA 農村開発部より WP 取得にかかる手続きについてお知らせします)
必要書類取得にかかる手続きについては、以下の「国別渡航情報一覧」を参照のこと。
(http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000x9ife-att/abr_voyage_20160317.pdf)
- 3) 安全管理
タンザニア国内での作業においては、JICA の安全管理措置を遵守するとともに、JICA 総務部安全管理室、JICA タンザニア事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることといたします。
- 4) 不正腐敗の防止
本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月) の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上